府令・省令

○内閣府文部科学省厚生労働省令第二号

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第七号）の施行に伴い、及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）附則第二項の規定に基づき、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年九月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三
文部科学大臣　萩生田光一
厚生労働大臣　加藤　勝信

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する命令

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成二十六年内閣府文部科学省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 （法附則第二項の主務省令で定める基準） **第三条**　法附則第二項の主務省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。 一　次のいずれにも該当する市町村であること。 イ　前々年の四月一日において、子ども・子育て支援法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。）又は同法第四十三条第三項に規定する特定地域型保育事業（以下この条において「特定教育・保育施設等」という。）の利用の申込みを行った同法第二十条第四項に規定する教育・保育給付認定保護者（同法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの保護者に限る。以下この号において単に「教育・保育給付認定保護者」という。）の当該申込みに係る子どもであって特定教育・保育施設等を利用していないもの（次のいずれかに該当するものを除く。）の数が百人以上であること。 (1)～(3)　（略） (4)　教育・保育給付認定保護者が利用を希望する特定教育・保育施設等以外の特定教育・保育施設等又は(2)に規定する事業若しくは(3)に規定する施設を利用することができる子ども ロ　［略］ 二　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	**附　則** （法附則第二項の主務省令で定める基準） **第三条**　法附則第二項の主務省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。 一　次のいずれにも該当する市町村であること。 イ　前々年の四月一日において、子ども・子育て支援法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。）又は同法第四十三条第三項に規定する特定地域型保育事業（以下この条において「特定教育・保育施設等」という。）の利用の申込みを行った同法第二十条第四項に規定する支給認定保護者（同法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの保護者に限る。以下この号において単に「支給認定保護者」という。）の当該申込みに係る子どもであって特定教育・保育施設等を利用していないもの（次のいずれかに該当するものを除く。）の数が百人以上であること。 (1)～(3)　（略） (4)　支給認定保護者が利用を希望する特定教育・保育施設等以外の特定教育・保育施設等又は(2)に規定する事業若しくは(3)に規定する施設を利用することができる子ども ロ　［同上］ 二　［同上］

附　則

この命令は、令和元年十月一日から施行する。

省令

○国土交通省環境省令第二号

下水道法施行令（昭和三十四年政令第百四十七号）第六条第一項、第九条の四第二項、第九条の五第四項及び第九条の十一第三項の規定に基づき、下水の水質の検定方法等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年九月二十日

国土交通大臣　赤羽　一嘉
環境大臣　小泉進次郎

下水の水質の検定方法等に関する省令の一部を改正する省令

下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和三十七年厚生省建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（その他の項目又は物質の検定方法等） **第八条**　前二条に規定する項目以外の項目又は物質についての検定又は測定は、次の各号に掲げる項目又は物質に関し、それぞれ当該各号に定める方法により行わなければならない。 一～六　（略） 七　窒素含有量　規格四十五・一、四十五・二又は四十五・六（規格四十五の備考三を除く。）に該当する方法	（その他の項目又は物質の検定方法等） **第八条**　前二条に規定する項目以外の項目又は物質についての検定又は測定は、次の各号に掲げる項目又は物質に関し、それぞれ当該各号に定める方法により行わなければならない。 一～六　（略） 七　窒素含有量　規格四十五・一、四十五・二又は四十五・六に該当する方法